

亀山市後期高齢者医療保険料徴収職員に関する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第10号

亀山市後期高齢者医療保険料徴収職員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、後期高齢者医療保険料徴収職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「保険料」とは、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第36号）第4章及び亀山市後期高齢者医療に関する条例（平成19年亀山市条例第23号）第2条の規定に基づき徴収する保険料をいう。

(事務の委任)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により保険料を指定の期限内に納付しない者に対し地方税の滞納処分の例により処分する場合の市長の権限に属する事務を同法第153条第1項の規定により、保険料の徴収に関する事務に従事する職員（以下「徴収職員」という。）のうち指定する者に対して委任することができる。

(身分証明書)

第4条 市長は、前条の規定により委任を受けた徴収職員に、その身分を示す後期高齢者医療保険料徴収職員証（別記様式）を交付する。

2 徴収職員は、保険料の滞納処分のための調査、質問若しくは検査を行う場合又は財産の差押えを行う場合にあつては、前項の規

定により交付された身分証明書を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、徴収職員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（表）

第	号
後期高齢者医療保険料徴収職員証	
(写真)	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
	年 月 日発行
	亀山市長 印

（裏）

- 1 本証は、後期高齢者医療保険料の徴収について、地方税の滞納処分の例により処分を行う場合は、必ず携行しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、退職その他の理由により不要となったときは、直ちに返還しなければならない。